平成２３年（フ）第９４２号
神奈川県川崎市高津区蟹ケ谷277―１　アデニウム日吉407、開始決定時の住所大阪府貝塚市清児1098番地
破産者　西野　淳一
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
堺市中区堀上町515番地41
破産者　橋野　昭子
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
広島市西区小河内町１丁目４番４―301号
破産者　小川　健治
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９６号
広島市西区小河内町１丁目４番４―301号
破産者　小川　文子
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６８号
熊本市北区八景水谷４丁目３番93号、開始決定時の住所熊本県山鹿市菊鹿町下永野984番地
破産者　大賀　俊介
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
静岡県焼津市小土109番地の１、旧住所静岡県藤枝市岡部町内谷648番地の20
破産者　長島　克典
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７号
静岡県焼津市小土109番地の１、旧住所静岡県藤枝市岡部町内谷648番地の20
破産者　長島　茂美
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３号
京都市東山区清閑寺霊山町21番地１　グランフォルム清水別邸207
破産者　萬處　年彦
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
埼玉県蕨市南町２丁目32番５号　ＤＫ　ＨＯＵＳＥわらび401号、開始決定時の住所京都市右京区西院四条畑町30番地10　パインフィールド洛西105号
破産者　池田　壽文
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
奈良市あやめ池南１丁目３番７―403号、開始決定時の住所奈良市富雄泉ヶ丘17番17号
破産者　前田　昌宏
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
広島県廿日市市上平良1297―８―201、住民票上の住所広島県廿日市市上平良1297番地８
破産者　金丸　　道
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０号
福岡県福岡市博多区光丘町１丁目１番36号城戸ビル207号、開始決定時の住所山口県下関市貴船町４丁目10番８―517号　南国マンションニュー貴船
破産者　柳　　義昭
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
高知市桟橋通１丁目10番３号
破産者　久保　恭邦
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１号
高知県室戸市浮津三番町10番地　前田アパート
破産者　横山　一木
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
長崎県西彼杵郡長与町まなび野３丁目８番地９―101号
破産者　中村　耕三
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
長崎県長崎市琴海大平町1809番地31、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷550番地10
破産者　山本　繁範
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６６号
長崎県長崎市香焼町312番地39
破産者　石橋恵美子
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
長崎県長崎市琴海大平町1809番地31、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷550番地10
破産者　山本　悦子
１　決定年月日　平成24年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係